小浜市お試しサテライトオフィス利用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本拠となる事務所を県外に置く法人事業者または個人事業者が、市内に 新たにサテライトオフィスの開設に向けて市内において試行として短期にサテライトオフィ スを開設した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付について は小浜市補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 法人事業者または個人事業者 本社所在地が県外にある法人事業者または県外在住の個人事業者
 - (2) サテライトオフィス

法人事業者または個人事業者が本拠となる事務所から離れた場所に設置するオフィスであって、テレワークができるよう情報通信機能等を備えたオフィスをいう(単なる営業店舗や小売り、飲食等サービスを目的とした店舗は除く)

(補助対象事業者)

- 第3条 本事業における補助対象者は、本拠となる事務所を県外に置く法人事業者または個人 事業者であって、本市にサテライトオフィスを新たに設置する意向を持つ事業者とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
 - (2) 小浜市暴力団排除条例(平成23年小浜市条例第17号)に規定する暴力団、暴力団員 およびそれらの利益となる活動を行う者
 - (3) その他市長が補助事業の目的に合致しないと認める事業を行う者

(補助対象経費および補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は別表1に掲げるとおりとする。ただし、経費に係る 消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。

(補助限度額)

第5条 補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとする。

(他補助金との重複交付)

第6条 補助金の他に、補助対象経費を同じとする国、県および市ならびにこれに準ずる団体 等からの他補助金の交付が行われている、もしくは、交付が見込まれる場合は、その経費を 補助金の補助対象経費から除くものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、小浜市サテライトオフィス進出支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(様式第2号)
 - (2) 収支決算書(様式第3号)
 - (3)補助金に係る経費の支出に関する証拠書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定したときには小浜市サテライトオフィス 進出支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 前条の規定に基づき、交付の決定を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに小浜市サテライトオフィス進出支援補助金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は前項の規定により適正な交付請求を受けたときは、30日以内に補助金を交付決定者 へ交付するものとする。

(報告又は調査)

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若 しくは関係書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第11条 補助金の交付決定後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の事実があったとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき。
 - (3)補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) その他この要綱の規定に反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しを受けた者に対して、補助金の交付を行わず、 または、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。 (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか本事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表1 (第4条関係)

(1)補助対象経費等一覧表

ア 第3条第1項第1号に掲げる事業者が、市内の民間コワーキングスペースを活用し、 試行的に短期のサテライトオフィスを開設する場合にかかる下記の経費

区分	内容	補助上限額
施設利用料	市内の民間コワーキングスペースの 施設利用料	1日あたり8,800円 一企業あたり15日分まで
宿泊費	市内滞在にかかる市内宿泊施設の宿 泊費	一人あたり5,000円/日 一企業あたりのべ70泊分まで

※1,000円未満は切り捨てとする。

(2)補助対象期間

交付決定通知のあった日から令和7年3月末日まで